



2025 年 5 月 8 日

各 位

会 社 名 株 式 会 社 リ ロ グ ル ー プ
代 表 者 名 代 表 取 締 役 C E O 中 村 謙 一
(コード：8876 東証プライム市場)
問 合 せ 先 取 締 役 C F O 兼 C I O 門 田 康
(T E L 0 3 - 5 3 1 2 - 8 7 0 4)

有償ストック・オプション(新株予約権)の発行に関するお知らせ(第十九回)

当社は、2025 年 5 月 8 日開催の取締役会において、会社法第 236 条、第 238 条及び第 240 条の規定に基づき、当社並びに当社子会社(財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則第 8 条第 3 項の定義により、以下同様とする。)の取締役及び従業員に対し、新株予約権(以下「本新株予約権」という。)を発行することを決議しましたので下記のとおりお知らせいたします。

なお、本新株予約権は、本新株予約権を引受ける者に対して公正価格にて有償で発行するものであり、特に有利な条件ではないことから、株主総会の承認を得ることなく実施いたします。

記

I. 本新株予約権の募集の目的及び理由

当社は 2026 年 3 月期を初年度とする 4 か年の中期経営計画「第四次オリンピック作戦」を策定し、2029 年 3 月期連結業績において、売上収益 2,000 億円、営業利益 500 億円を目標としております。「第四次オリンピック作戦」の詳細につきましては、2025 年 5 月 8 日公表の「中期経営計画「第四次オリンピック作戦」策定に関するお知らせ」をご参照ください。

この「第四次オリンピック作戦」の達成に向けて、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員の当社グループの業績向上に対する意欲や士気を高めることを目的として、有償にて本新株予約権を発行するものであります。

なお、本新株予約権は「II. 新株予約権の発行要領 9. 新株予約権の行使の条件」に定めるとおり、当社の連結税引前利益又は連結営業利益のどちらかが 500 億円以上となった場合に初めて権利行使が可能になります。

また当社グループでは「全社員経営参加のパートナーシップ経営」という経営理念を掲げており、当社グループの取締役及び従業員が当事者として経営に参画し、事業の成長、企業価値の向上などに貢献ができるよう、当社株式の長期保有を推奨しております。

当社は本新株予約権の発行により、当社並びに当社子会社の取締役及び従業員がグループ一丸となって目標達成に取り組み、あわせて株式を長期保有し、株主と価値共有を進めることを企図しております。

本新株予約権の発行は、2025 年 5 月 8 日現在の発行済株式総数に対して、最大 0.52%の希薄化が生じる可能性があります。本新株予約権に設定された業績目標が達成されることは、当社グループの企業価値・株主価値の向上に資するものであり、株式希薄化の影響よりも株主の皆様への利益貢献の方が高いと認識され、本新株予約権の発行は合理的なものであると考えております。

II. 新株予約権の発行要領

1. 新株予約権の名称

株式会社リロググループ 第十九回新株予約権

2. 新株予約権の割当日

2025 年6月 26 日

3. 新株予約権の総数

8,000 個

4. 新株予約権と引換えに払い込む金銭

本新株予約権と引換えに払い込む金銭は、本新株予約権1個あたり金 200 円とする。

なお、当該金額は、第三者評価機関であるみずほ第一フィナンシャルテクノロジー株式会社が、本新株予約権の発行を当社取締役会で決議した 2025 年5月8日の前日の東京証券取引所における当社株価の終値 1,954 円/株、株価変動率 31.606%、1株あたり配当予想額 38 円(2025 年3月期予想値、特別配当4円を除く)、無リスク利子率 1.187%や本新株予約権の発行要項に定められた条件(割当日から行使期間最終日までの期間、業績条件)等に基づいて、一般的なオプション価格算定モデルであるモンテカルロ・シミュレーションによって算出した結果を参考に、当該評価結果 168 円に 32 円を加算した額に決定したものである。

5. 新株予約権の目的である株式の種類及び数

本新株予約権の目的となる株式の種類は当社普通株式とし、その株式総数は本新株予約権の総数に 100 株を乗じた株式数とする。

なお、本新株予約権を割当てる日(以下「割当日」という。)後、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、本新株予約権のうち、当該時点で行使されていない本新株予約権の目的となる株式の数について行われ、調整の結果生じる1株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、上記のほか、割当日後、株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める株式数の調整を行う。

株式数の調整を行うときは、当社は調整後株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を、本新株予約権を保有する新株予約権者(以下「本新株予約権者」という。)に通知または公告するものとする。ただし、当該調整後株式数を適用する日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

6. 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

本新株予約権の行使に際して出資される財産は金銭とし、その本新株予約権1個当たりの価額は、本新株予約権の行使により交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額(以下「行使価額」という。)に当該本新株予約権の目的となる株式の数を乗じた金額とする。

行使価額は、1円とする。

なお、割当日後、以下の事由が生じた場合は、行使価額をそれぞれ調整する。

① 当社が当社普通株式につき株式分割または株式併合を行う場合、株式分割または株式併合の比率に応じ、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

② 当社が当社普通株式につき時価を下回る価額で新株式の発行または自己株式の処分を行う場合(会社

法第194条の規定(単元未満株主による単元未満株式売渡請求。)に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券もしくは転換できる証券または当社普通株式の交付を請求できる新株予約権(新株予約権付社債に付されたものを含む。)の転換または行使の場合を除く。)、次の算式により行使価額を調整し、調整の結果生じる1円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後行使価額} = \text{調整前行使価額} \times \frac{\text{既発行株式数} + \frac{\text{新規発行株式数} \times \text{1株当たり払込金額}}{\text{1株当たりの時価}}}{\text{既発行株式数} + \text{新規発行株式数}}$$

上記算式において、「1株当たりの時価」とは、調整後行使価額を適用する日(以下「適用日」という。)に先立つ45取引日目に始まる30取引日における株式会社東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値(気配表示を含む。以下同じ。)の平均値(終値のない日を除く。)とする。なお、「平均値」は、円未満小数第2位まで算出し、小数第2位を四捨五入する。

上記算式において、「既発行株式数」とは当社の発行済普通株式総数から当社が保有する普通株式に係る自己株式数を控除した数とし、また、自己株式の処分を行う場合には「新規発行株式数」を「処分する自己株式数」、「1株当たり払込金額」を「1株当たり処分金額」に読み替える。

③ 適用日は、次に定めるところによる。

上記①に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日(基準日を定めないときは、その効力発生日。)の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。

上記②に従い調整を行う場合の調整後行使価額は、当該発行または処分の払込期日(払込期間が設けられたときは、当該払込期間の最終日。)の翌日以降(基準日がある場合は当該基準日の翌日以降。)、これを適用する。

④ 上記①、②のほか、割当日後、行使価額の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、当社は、合理的な範囲で必要と認める行使価額の調整を行う。

⑤ 行使価額の調整を行うときは、当社は適用日の前日までに、必要な事項を本新株予約権者に通知または公告するものとする。ただし、当該適用日の前日までに通知または公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知または公告するものとする。

7. 新株予約権を行使することができる期間(以下「行使期間」という。)

2030年4月1日から2034年3月31日までとする。ただし、行使期間の最終日が当社の株主名簿管理人(会社法第123条に定める株主名簿管理人をいう。)の営業日でない場合は、その前営業日を最終日とする。

8. 新株予約権の行使により株式を発行する場合に増加する資本金及び資本準備金の額

① 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果1円未満の端数が生じたときは、その端数を切り上げるものとする。

② 本新株予約権の行使により株式を発行する場合において増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた金額とする。

9. 新株予約権の行使の条件

① 本新株予約権者は、当社が金融商品取引法に基づき提出した有価証券報告書に記載された2029年3月期の連結損益計算書における税引前利益もしくは営業利益が500億円以上となった場合のみ、本新株予約権を行使することができる。

② 本新株予約権者は、本新株予約権の行使時において、当社の取締役、取締役監査等委員、相談役、顧問、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員の地位にあることを要する。

ただし、本新株予約権者である従業員が従業員の定年年齢以降に退職した場合その他当社取締役会が正当な理由があると認めた場合は、当社の取締役、取締役監査等委員、相談役、顧問、従業員もしくは当社の子会社の取締役、監査役、相談役、顧問または従業員の地位にない場合も、本新株予約権を行使することができる。

③ 本新株予約権者に対しては、前各項の新株予約権の行使の条件を満たしている場合でも、新株予約権を行使する日以前において、法令に違反した場合、所属会社の就業規則に定める懲戒処分を受けた場合、当社または当社の子会社に対して損害またはそのおそれをもたらした場合、その他本新株予約権を付与した趣旨に照らし権利行使を認めることが相当でないと当社取締役会が認めた場合、当社取締役会は、新株予約権の行使の権利を消滅させることができる。

④ 本新株予約権者が死亡した場合、本新株予約権者の相続人が、当該本新株予約権を行使することができる。

10. 新株予約権の取得の条件

当社は、当社が消滅会社となる合併契約書承認の議案が当社株主総会(存続会社等(会社法第 784 条第 1 項に定める「存続会社等」をいい、以下同様とする。))が当社の特別支配会社(会社法第 468 条第 1 項に定める「特別支配会社」をいい、以下同様とする。))である場合には当社取締役会)で承認された場合、または、当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転計画承認の議案が当社株主総会(当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案の場合で、存続会社等が当社の特別支配会社である場合には当社取締役会)で承認された場合、本新株予約権を無償で取得することができる。

11. 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による本新株予約権の取得については、当社取締役会の承認を要するものとする。

12 組織再編行為時における新株予約権の取扱い

当社が、合併(当社が合併により消滅する場合に限る。)、吸収分割、新設分割、株式交換または株式移転(以下「組織再編行為」と総称する。)をする場合、上記 10.により本新株予約権を取得する場合を除き、組織再編行為の効力発生時点において残存する本新株予約権(以下「残存新株予約権」という。)の新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第 236 条第1項第8号イからホまでに掲げる株式会社(以下「再編対象会社」という。)の新株予約権を以下の条件に基づき交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約または株式移転計画において定めた場合に限るものとする。

① 交付する再編対象会社の新株予約権の数

本新株予約権者が保有する残存新株予約権の数を基準に、組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

② 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類

再編対象会社の普通株式とする。

③ 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数

組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される数とする。

④ 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

上記 6. に定める行使価額を基準に組織再編行為の条件等を勘案して合理的に決定される価額に、交付する新株予約権 1 個当たりの目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる価額とする。

⑤ 新株予約権の行使期間

行使期間の初日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、行使期間の末日までとする。

⑥ 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項

上記 8. に定めるところと同様とする。

⑦ 新株予約権の行使の条件

上記 9. に定めるところと同様とする。

⑧ 譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の承認を要するものとする。

⑨ 新株予約権の取得の条件

上記 10. に定めるところと同様とする。

13. 新株予約権行使の効力発生時期

本新株予約権行使の効力は、本新株予約権行使請求に要する書類が行使請求の受付場所に到達し、かつ当該本新株予約権の行使に際して出資される財産の価額の金額が行使請求払込取扱場所に払い込まれた時に生じるものとする。

14. 新株予約権証券の発行

当社は、本新株予約権にかかる新株予約権証券を発行しないものとする。

15. 新株予約権の行使により発生する端数の切捨て

新株予約権を行使した本新株予約権者に交付する株式の数に1株に満たない端数がある場合には、これを切り捨てるものとする。

16. 新株予約権と引換えにする金銭の払込みの期日

2025 年6月 30 日

17. 申込期日

2025 年6月 24 日

18. 新株予約権の割当ての対象者及びその人数並びに割り当てる新株予約権の数

当社取締役、取締役監査等委員及び従業員並びに当社子会社の取締役及び従業員 170 名に対して、8,000 個

なお、上記対象となる者の人数は、2025 年5月8日時点での予定人数であり、増減することがある。また、上記割当新株予約権数は上限の発行数を示したものであり、申込数等により減少することがある。

以 上